

医 本 第 248 号
高 齢 第 925 号
令和3年10月19日

社会福祉施設等を設置する法人の長 様
高 齢 者 施 設 等 の 管 理 者 様

新潟県医療調整本部長
新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

**県独自の警報等の基準変更に伴う「高齢者施設等における対面による
面会の制限について」の一部改正について（通知）**

県内の高齢者施設等における対面による面会については、「高齢者施設等における対面による面会の制限について（令和3年7月21日付け医本第138号、高齢第557号）」により、対面による面会実施等の考え方を示しているところですが、このたび、令和3年10月15日をもって県独自の警報等の基準が変更されたことから、今後は別紙のとおり取り扱うこととします。

なお、緊急やむを得ない場合など対面による面会を実施する際には、引き続きマスクの着用・手指の消毒などの感染防止対策を徹底したうえで行っていただくようお願いいたします。

また、施設内での感染リスク低減の観点からも入所者及び面会者双方のワクチン接種が完了していることが望ましいことから、関係者に対する積極的なワクチン接種の呼びかけの徹底をお願いします。

担当：新潟県高齢福祉保健課 介護サービス係
TEL：025-280-5193
Mail：ngt040230@pref.niigata.lg.jp